

出席停止の感染症について

令和元年6月1日 保健センター

学校保健安全法施行規則により該当の感染症にかかった場合は出席停止となります。
必ず医師の診察を受け治癒証明書を保健センターへ提出してください。
治癒証明書はホームページからダウンロードできます。

種類	感染症名	出席停止期間のめやす		
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)	完全に治癒するまで	出席停止とします	
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗生物質による治療終了まで		
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで		
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで			
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで		には 出席停止 なりません
	その他の感染症	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) ノロウイルス、ロタウイルス等	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
		溶蓮菌感染症	全身状態がよければ登校可能	
		ウイルス性肝炎		
		手足口病		
		伝染性紅斑		
		ヘルパンギーナ		
		マイコプラズマ感染症		